

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）①）

評価 項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の 目的 及び 観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

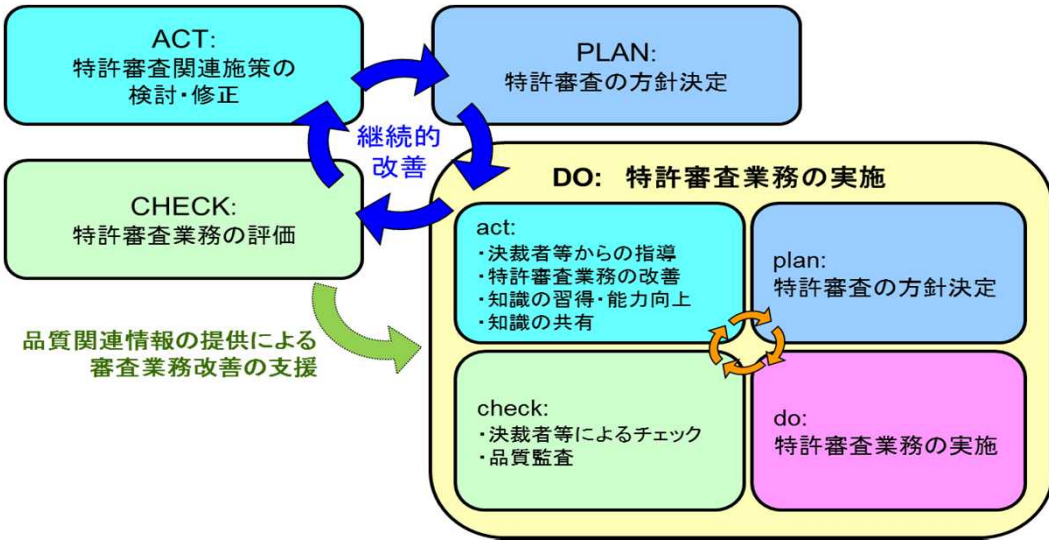
実 績 又は 現 況	（品質ポリシー） A) 特許審査の質を維持・向上するための、品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を2014年3月に策定し、同年4月にこれを公表した。（「品質ポリシー」は、「PCT国際調査及び予備審査ガイドライン」（以下、「PCTガイドライン」という。）の第21章（国際調査及び予備審査のための共通の品質枠組み）において、国際調査機関及び国際予備審査機関が設定すべきとされている「機関の品質方針」に該当する。）
	（品質マニュアル） B) 特許審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、その全体像を理解できるようにすることにより、品質管理の統一的な実施を維持することを目的に「品質マニュアル」を2014年7月に策定し、同年8月にこれを公表した。（「品質マニュアル」は、「PCTガイドライン」の第21章において、国際調査機関及び国際予備審査機関が職員及び管理者に提供すべきとされている「品質マニュアル」に該当する。）
	（その他品質管理のための具体的な手順を示す文書） C) 審査官が審査手続において従うべき手順として、「特許・実用新案審査基準」や「PCTガイドライン」のうち具体的な手順を示す部分、「特許・実用新案 審査ハンドブック」、「面接ガイドライン」が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。
	D) 的確なサーチ（先行技術文献の調査）を行うために、受理した出願に対して適切な検索インデックスを付与すべく、FI分類及びFタームについては、「FI分類表」、「FIハンドブック」、「Fタームリスト」、「Fターム解説」が作成され、「品質マニュアル」において参照すべき文書とされている。
	（文書の管理） E) 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、及びその他品質管理のための具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、随時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理されている。

資料の所在	○品質ポリシー（上記A関連） http://www.ipo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質マニュアル（上記B関連） http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○特許・実用新案審査基準（上記C関連） http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukuiutu_kijun.htm
	○PCT国際調査及び予備審査ガイドライン（上記C関連） http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/guideline_pct.htm
	○特許・実用新案 審査ハンドブック（上記C関連） http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm
	○面接ガイドライン【特許審査編】（上記C関連） http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm
	○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説（上記D関連） 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat） https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage トップページ＞特許・実用新案＞パテントマップガイダンス（PMGS）

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）②）

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績 又は 現況	（審査の進め方） A) 特許審査官が特許審査を行う具体的な手続が「特許・実用新案審査基準」において定められている（「第Ⅸ部 審査の進め方」）。 B) 「第Ⅸ部 審査の進め方」では、審査手順を「本願発明の理解と認定」、「調査対象の決定」、「先行技術調査」、「新規性・進歩性等の特許要件の検討」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書が提出されたとき」、「査定」、「前置審査」に分け、各手順において審査官がなすべき事項が規定されている。
	（品質管理） C) 品質管理システム（品質管理及びその実施体制）の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及びその命を受けた特許技監がこれに対して責任を負うことが明記されている（品質マニュアル「Ⅰ. 品質管理システムについて 3.品質管理実施体制の概要」）。 D) 「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている（品質マニュアル「Ⅱ. 審査部内の取組」）。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び同マニュアルにおいて参照すべきとされた文書の記載に基づいて、実施されている。 E) 「品質マニュアル」は、いわゆるPDCAサイクルを、特許審査を行う部署全体におけるサイクルと、特許審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位（課相当）におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。さらに、出願人・代理人や登録調査機関などの外部関係者の協力が、特許審査の質、ひいては特許権の質の向上に貢献し得ること、外国庁との情報共有が国際的な特許審査の質の向上に貢献することが記載されている。品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、特許審査に関わる職員にとって有益で、特許制度のユーザーにも理解できる文書とするという方針のもとに作成されている。  【図1】特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図

資料の所在	○特許・実用新案審査基準 第Ⅸ部 審査の進め方（上記A、B関連） http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tikijun_ix.pdf
	○品質マニュアル（上記C、D、E関連） http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（1）③）

評価 項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の 目的 及び 観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実績 又は 現況	（品質管理に関する方針・手続の公表状況） A)「品質ポリシー」は、2014年4月に特許庁ホームページを通じて公表され、ユーザー評価調査に際してパンフレットの形で約600の調査対象者に郵送された。また、英訳版についても同ホームページを通じて公表されるとともに、国際会議の場でパンフレットを配布することにより周知を図っている。当該パンフレットは、日本語版・英語版共に、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 B)「品質マニュアル」は、2014年8月に特許庁ホームページを通じて公表され、英訳版についても、同年11月に同ホームページを通じて公表された。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 C)企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介するものを設け、説明を行っている(2014年度(4月～2月)意見交換会実績:356回)。また、先行技術調査事業を請け負う全ての登録調査機関に対して、「品質ポリシー」のポスターを配布した。 D)「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」について、特許庁メールマガジン(2014年9月10日配信)に掲載した。また、「品質ポリシー」については、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部の各メールマガジンにも掲載し、その内容を周知した。
	（職員に対する周知状況） E)「品質ポリシー」は、2014年3月に策定されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。また、同年7月にパンフレットの形で全特許審査官に配布された。さらに、ポスターを庁内の審査室、面接室等に掲示して更なる周知を徹底している。
	F)「品質マニュアル」は、2014年7月に策定されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。
	（職員向けの研修の実施状況） G)審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。
	2014年度実績 ・審査官補コース研修、任期付職員初任研修(対象となる新人全員受講) 2014年 5月22日 39名受講 2014年 8月 7日 74名受講
	・審査官コース研修(対象となる審査官補全員受講) 2014年11月13日 103名受講
	・マネジメント能力研修(新任上席審査官対象) 2014年 5月27日 16名受講 2014年11月20日 16名受講
	・新任品質管理官向け説明会 2014年 4月 3日 81名受講 (品質管理官の人事異動に合わせて開催) (対象となる品質管理官全員受講) 2014年 7月 8日 4名受講 2014年10月 2日 14名受講
	（職員の理解状況の把握） H)上記G)の各研修の最後に、研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施しており、当該アンケートにおいて5段階評価及び自由記載を通じて研修内容が理解されているかどうかを把握している。

資料の所在	○品質ポリシー(上記A, C, D, E, G関連) http://www.ipo.go.jp/seido/s_tokkyo/shinsa_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット(上記A, E関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm
	○品質ポリシー(英語版)(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/s_gaiyou_e/patent_policy.htm
	○品質ポリシーパンフレット(英語版)(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/quality_mgt/policies.htm
	○品質マニュアル(上記B, D, F, G関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/tokkyo_manual.htm
	○品質マニュアル(英語版)(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/quality_mgt/patent_manual.htm

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）④）

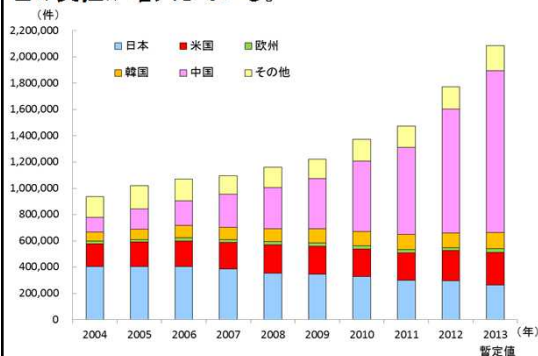
評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

（特許庁の組織体制、人員配置）

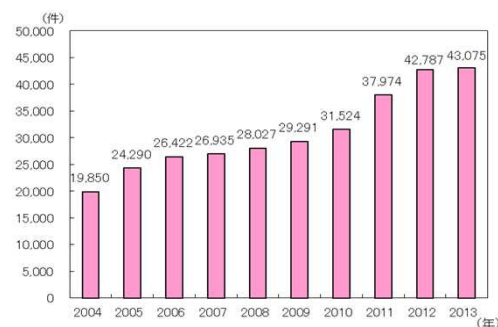
A) 技術分野別に特許審査を行う部が4つ設けられ、4つの部はさらに38の審査長単位（課相当）に分けられ、合計約1,700名の審査官により審査が行われている。4つの部には、管理職が約130名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。各審査部の担当分野は以下のとおりである。

- ・審査第一部：物理、光学、社会基盤関係
- ・審査第二部：機械関係
- ・審査第三部：化学関係
- ・審査第四部：電気、通信、情報関係

B) 出願内容の高度化・複雑化、先行技術調査の対象となる特許文献数の増加（図1参照）、条約により国際調査報告及び国際予備審査報告の作成期限が定められているPCT出願件数の増加（図2参照）等、審査処理の負担が増大している。



【図1】世界の特許文献¹



【図2】PCT出願件数の推移

実績
又は
現況

¹ 世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許文献としてカウント。日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。

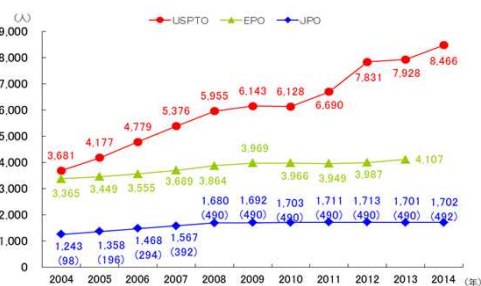
C) 上記B)のような状況に対応し、迅速かつ的確な審査を行うため、審査官の増員要求を行うとともに、審査の効率化を図っている。

① 必要な審査官数の確保（図3参照）

約500名の任期付審査官の採用をはじめとする特許審査官の増員。

② 先行技術調査事業の拡充

2013年度には、審査効率が高い対話型²での納品が、発注件数の94%、22.0万件（総計23.3万件）となるなど、一層の民間活力の利用を図った。また、外国特許文献検索事業が2013年度に開始された。（2013年度は試行のため、発注件数は0.6万件。）

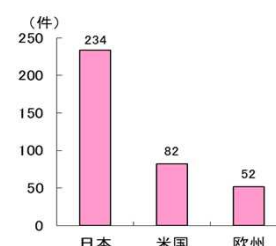


【図3】審査官数の推移

（備考）括弧内は任期付審査官数

² 対話型とは、登録調査機関の調査業務実施者が審査官と直接面談して先行技術文献調査結果の報告を行うことにより、審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図る納品方法を指す。

D) 上記のような審査体制の強化や審査の効率化の結果、審査官1人当たりの審査処理件数でみると、米国特許商標庁（USPTO）と比較して2.9倍、欧州特許庁（EPO）との比較では4.5倍の審査を行っており、既に相当程度の効率化が図られている（図4参照）。



【図4】審査官1人当たりの審査処理件数（2013年）

実績
又は
現況

それによって、2009年以降は毎年同程度の高水準の一次審査件数を維持しており、一次審査件数が審査請求件数を上回っている(図5参照)。また、これに伴い、一次審査通知までの期間(FA期間)は順調に減少しており、2013年度末に長期目標であったFA11を達成した(図6参照)



【図5】審査請求件数と一次審査件数の推移



【図6】一次審査通知までの期間の推移

また、PCT出願件数についても特許庁が国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、年々増加している(図7参照)。

【図7】PCT出願の各報告作成件数の推移



(審査官の資格及び能力評価)

E) 特許審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験)の合格者又は特許庁が実施する任期付職員(特許審査官補)採用試験の合格者から採用され、審査官の資格は特許法第47条第2項の委任を受けた特許法施行令第12条において規定されている。

同条に規定された資格要件の一つに、独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了があり、そのためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験への合格が必要である。

F) 審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、審査実務に関する事例研究を行う研修も用意されている。

G) 国家公務員の人事評価制度に従い、特許審査官も年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックすることで自発的な能力開発等を促すなどの人材育成や、適材適所の人員配置に利用される。

資料の所在

○人事評価マニュアル(内閣人事局・人事院)(上記G関連)

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf>

○国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)(2009年3月6日内閣総理大臣決定)(上記G関連)

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000015876.pdf> (255～259ページ参照)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅰ.（2）⑤）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者的人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

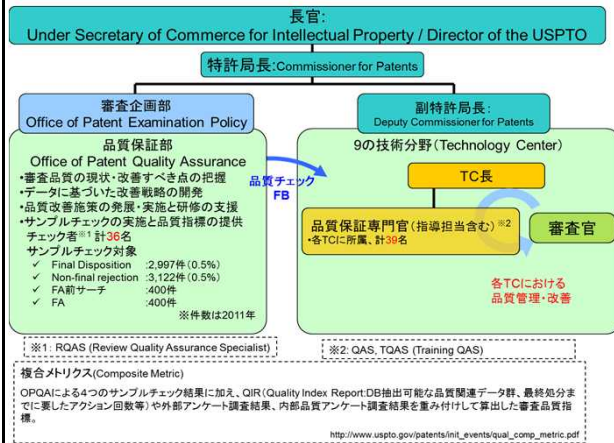
実績 又は 現況	（特許庁の品質管理体制） A) 責任者としての長官、特許技監 審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監を責任者としている。そして、品質管理システムの改善については、特許技監を長とする会合において定期的に議論し、決定される。 B) 審査業務を実施する各審査部・各審査長単位（課相当） 特許審査業務は、各審査部の部長及び各部に置かれた審査長のマネジメントの下、審査官が行っている。各審査部・各審査長単位は、調整課品質監理室が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する技術分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。 C) 品質関連施策の企画・立案を行う調整課品質監理室 品質監理室は、5名の職員と16名の特許審査調査員により構成され、特許審査の品質管理に関する以下のような業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案。 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案。 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）。 D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官 品質管理庁内委員会は、各審査部・各審査長単位内の有識者（審査長等）から選任された、委員長と各部3名の委員の合計13名で構成され、各審査部・各審査長単位に対して第三者的な立場から、特許審査の質について以下のような業務を行っている。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の調整課品質監理室により収集された審査の質に関するデータの分析・評価。 ・上記分析・評価により明確化された審査の質の現状や解決すべき課題の特許技監及び調整課への報告。 ・品質監査に関するデータや分析結果（例えば、品質保証の観点から決裁時にすべき事項等）の各審査部・各審査長単位へのフィードバック。 ・調整課品質監理室が企画・立案する各種施策に対しての助言。 また、品質管理官は、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する者から選任された、①4名の管理職経験者と、②89名の審査官（全業務のうち20%を品質管理官として業務に充てているため、フルタイム換算すると17.8人）とにより構成され、以下のような業務を行っている。 ・出願人に発送される通知書について特許審査の品質監査（上記①） ・サーチの品質監査（上記②） ・品質監査の結果を各審査部・各審査長単位の管理職や審査官にフィードバック（上記①及び②） （上記①の体制は、2014年4月に審査第一部及び審査第四部を担当する者各1名から始まり、7月に審査第二部を担当する者1名の増員、10月に審査第三部を担当する者1名の増員があった。上記②の体制は、2014年4月に79名から始まり、10月に89名への増員があった。） E) 品質管理体制の概略図
----------------	---

(外国庁の品質管理体制との比較)

F) USPTOとの比較

USPTOでは、品質保証部 (Office of Patent Quality Assurance: OPQA) に所属する36名のRQAS (Review Quality Assurance Specialist) と、各TC (Technology Center) に所属している39名の品質保証専門官の計75名のチェック者が特許審査の品質監査を行っている。

(USPTOの品質管理体制の概略図)



→日本国特許庁 (JPO) では、上記E) で挙げた①及び②の合計93名の品質管理官が、特許審査の品質監査を行っている (フルタイム換算すると、21.8人)。

監査を行う者一人あたりの審査官数は、JPO が約78人 (審査官1,701人 / 品質管理官21.8人) に対して、USPTOは約106人 (審査官7,928人 / チェック者75人) であり、JPOの方がやや豊富な人的リソースを有する。※審査官の人数は2013年の値。

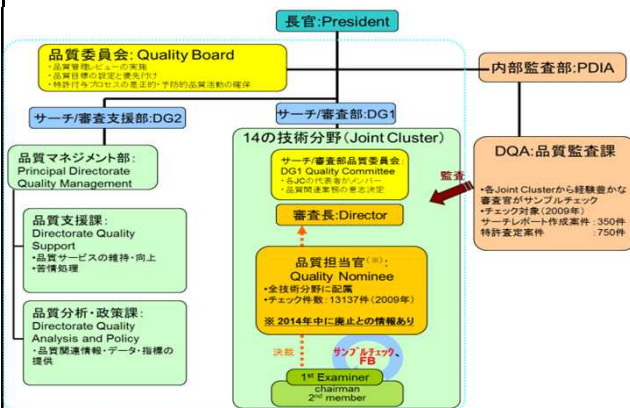
また、監査を行う者一人あたりのFA件数は、JPOが約16,958件 (FA件数369,679件 / 品質管理官21.8人) に対して、USPTOは約7,338件 (FA件数550,363件 / チェック者75人) であり、USPTOの方が豊富な人的リソースを有する。※FA件数の値は2012年の値。

実績
又は
現況

G) EPOとの比較

EPOでは、品質マネジメント部の下位に、品質支援課と品質分析・政策課という組織が設けられている。また、特許審査の監査を目的として、各技術分野 (Joint Cluster) からの経験豊富な審査官で構成された品質監査課 (DQA) と称される、課単位の組織が設けられている。

(EPOの品質管理体制の概略図)



→JPOでは、課単位の組織は設けられていないものの、上記E) で挙げた①及び②の合計93名の品質管理官が、特許審査の品質監査を行っている (フルタイム換算すると、21.8人)。

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑥）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 特許審査の質の維持・向上のため、簡便にミスを発見できるチェックシートや典型的な問題事例を整理したケアレスミス集を配布し、個々の審査官が活用している。 （品質保証（決裁）） B) 審査官が所属する審査長単位（課相当）の管理職は、審査官が作成した処分等に係る書面（起案書）の全件について、所掌分野の統一的な運用の実施や、審査の均質化を目的として、原則として当該起案書の内容の確認のみ（サーチは伴わない）により、審査内容及び起案を、実体面及び形式面の両方からチェック（決裁）を行っている。 実体面のチェックは、審査官による判断が審査基準に沿った妥当なものであるか、適用条文に誤りがないか、審査官の意図が起案書に反映されているか等について行われる。形式面のチェックは、起案書に記載された書誌的事項に誤りがないか等について行われる。 起案内容に疑義がある場合には、チェックを行う管理職は審査官と協議を行うことなどによって審査内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、審査官に起案内容の是正を求めている。 （技術情報管理官による分類・形式的チェック） C) 上記B)の決裁に先立ち、技術情報管理官（担当技術分野の分類やPCT出願案件の処理に精通した審査官から選任されるチェック者）が、起案書に記載されたサーチ範囲や付与分類（審査官が付与した国際特許分類等）の妥当性の確認や、形式的不備の防止を目的として①特許査定、②国際調査、③国際予備審査における起案書の全件について、記載された分類や起案書の形式的事項等をチェックしている。 （審査官間の知識共有・意見交換（協議）） D) 審査官相互の知見を結集し、サーチノウハウ、知識等の共有化を図り、サーチや判断のばらつきを抑制した迅速・的確な審査を行うことを目的に、審査官同士が意見交換を行う「協議」を実施している。協議には、①審査官が自発的に行うもの、②所定の条件を満たす案件について必ず行うこととしているもの（必須協議）、③各審査官が半年に一回対象となり、無作為抽出されたPCT出願案件について行うもの（PCT協議）、④異なる審査長単位の審査官間で行うものがある。協議により共有されたサーチノウハウ等については、FIハンドブック等に反映することにより、組織的な情報の共有が図られている。 2014年度 必須協議案件 審査の質についてユーザーからのフィードバックがかかりにくいこと、ユーザーから要望の高い手続負担の低減等に寄与すること等を考慮し、以下の案件を必須協議案件として指定している。この他にも、各審査長単位毎に所掌する技術分野に応じてそれぞれ設定される。 ・即特許案件（拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる案件） ・3回目以降の拒絶理由通知を行う案件、2回目であっても再度最初の拒絶理由通知を行う案件 ・特許庁による判断（新規性・進歩性等）が、国際段階と国内段階において相違する案件 ・審査基準の適用に特に注意を要する案件（17条の2第4項適用案件等） 2014年度(4月-2月)実績 全案件（拒絶理由通知、査定、前置審査、PCT）に対する協議実施率（上記①+②+③+④／全案件）15.8% （2013年度実績 8.2%） （業績目標と審査官の評価） E) 特許審査官についても、国家公務員の人事評価制度に従った業績評価が実施される。これは、評価項目④のG)記載の「能力評価」と合わせて人事評価を実施することで、職務遂行能力の発揮状況や職務上挙げた業績をより正確に把握し、人材育成や、適材適所の人事配置を実現することを目的としている。各審査長単位は、年に2回、組織業績目標を策定している。審査の質についても、審査内容（サーチ、判断、起案）の観点及び審査の質を意識した取組の観点から目標が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査長単位の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度審査長により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。 （面接・電話応対） F) 審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得る上で重要である。また、ユーザー評価調査の結果からも、審査官との面接や電話応対に対するユーザーの関心の高さが伺える。そこで、2014年4月からユーザーの納得度を上げることを目的として、積極的に面接に応じる運用を行い、10月には面接ガイドラインを改訂し、面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとした。（従前は、迅速かつ的確な審査に資しないと判断される場合は受諾しないこともあった。） 2014年度(4月-2月)実績 面接及び電話応対の実施率 4.0%（2013年度実績 3.2%） ※国内出願の全オフィスアクション（拒絶理由通知、査定、前置審査）のうち、面接又は電話応対等が実施されたアクションの率

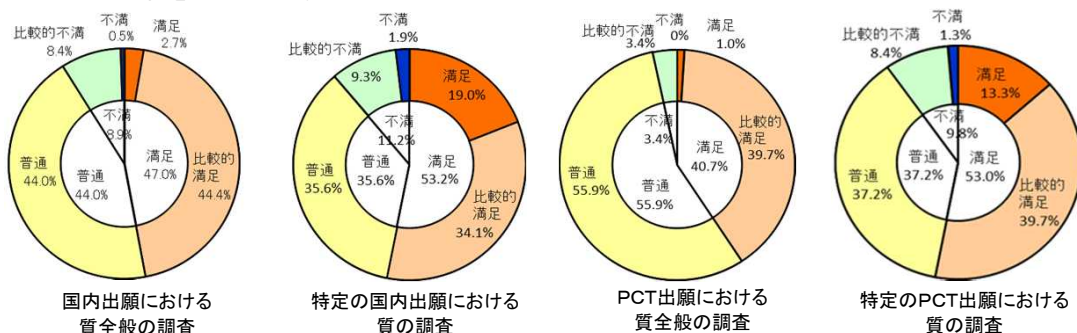
実 績 又は 現 況	(外国特許文献サーチの拡充) G)積極的に外国特許文献調査を行うことを目的として、2014年度は以下の取組を行っている。 - 新たな外国特許文献サーチツールの環境整備 - CPCによる検索が可能な庁内検索システム(2014年5月リリース) - 中韓文献翻訳・検索システム(2014年11月試行版リリース、2015年1月本格稼働(文献蓄積範囲及びツールを拡充)) - 外国分類情報(CPCなど)、英語シソーラスといったサーチに関する知識の収集・蓄積、審査官間での共有。国内外の分類の対応関係参照ツール(分類対照ツール)の提供。 - 外国語特許文献調査習熟のための、外国文献サーチ手法の研修の充実。(上記1. ①に先駆け、全審査官を対象に実施。) - 登録調査機関による外国特許文献調査の拡充。2014年度は約7.5万件発注予定(2013年度実績(試行)0.6万件→2014年度上半期実績36,715件)。
	(品質関連情報の収集・提供) H)調整課品質監理室・品質管理庁内委員会は、改善すべき点等を明らかにすると共に、関係部署と連携しながら特許審査の質の維持・向上のための施策に反映させることを目的として、以下の品質関連情報を収集している。また、各審査部・各審査長単位等は、これらの品質関連情報を活用することにより、特許審査の質の維持・向上に向けた取組を図っている。 - 審査に関する統計データ - 即特許(拒絶理由通知を行うことなく特許査定となる)率、②拒絶理由(新規性、進歩性、記載不備等)ごとの拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを、2014年度は毎月1回、審査官に提供した。各審査官は、審査のばらつきを低減する観点から、これを意識しつつ、必要に応じて協議に活用した。 - 審判に関する統計データ 審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、その前提となる審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられる。そこで、①審判請求情報や審決情報を含む審判関連データ、②無効審判・拒絶査定不服審判で引用された文献の統計データを収集・分析し、審査長単位に提供した(2014年度は、①は毎月1回、②は四半期に1回提供した)。審査長等は必要に応じてこれらのデータを審査官へ提供すると共に指導を行い、各審査官は、自らの審査の現状・改善点の把握に利用した。
	(能力向上のための研修の実施) I)特許審査の質の向上のためには、特許審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須である。そこで、審査官の知識・能力を向上させることを目的として、①法律・審査基準に関する知識、②技術に関する知識(新規技術分野を担当する審査官の基礎知識や、審査官として求められる応用・先端技術の習得のための、技術研修や庁内セミナー等)、③国際化に対応する語学能力、④先行技術文献調査の実務に関する知識、ノウハウ、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供している。2014年度(4月-2月)は、研修計画どおりに研修が行われた。
	(登録調査機関が実施した下調査に対する評価) J)特許審査のうち、登録調査機関によってサーチの下調査が実施されているものがある。登録調査機関によるサーチの質の維持・向上を図ることを目的として、以下の取組を行っている。 (納品された全件について)審査官によるサーチ結果の評価、及び当該評価の登録調査機関へのフィードバック。 - 上記1. の評価結果をもとに、必要に応じて、審査長等による当該機関との四半期毎の協議。 2014年度の登録調査機関の選定にあたり、2013年度の上記1. の評価結果の考慮。
	(検索インデックスの付与及び整備) K)的確なサーチを行うことを目的として、検索インデックス(FI分類及びFターム)の付与・メンテナンスについて以下の取組を行っている。 - 受理した出願全件に対し、FIハンドブックやFターム解説に従い、登録調査機関を活用して検索インデックスを付与している(一元付与)。検索インデックスは、出願当初の明細書等に基づいて付与され、審査の過程を通じて修正する必要がある場合は審査官により修正されている。 - FI分類表の改正・Fタームリストのメンテナンスを、技術・出願動向や国際的動向等を踏まえ、審査長単位で実施している。また、FI分類表改正等に伴って必要になる検索インデックスの再付与は、民間事業者等を活用するなどして実施している。(2014年度実績 FI分類表改正 438メイングループ、Fタームメンテナンス 46ターム) - 審査官は、登録調査機関又は民間事業者により付与された検索インデックスをチェックし、必要に応じて連絡票を作成して改善すべき点をフィードバックしている。また、一元付与については、フィードバックの結果に基づいて、審査長等は登録調査機関の分類指導者と四半期毎に協議を行い、必要に応じて改善を促している。
資料の所在	○人事評価マニュアル(内閣人事局・人事院)(上記E関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jiniikvoku/files/000287212.pdf ○面接ガイドライン(上記F関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm ○分類対照ツール(上記G関連) http://www.jpo.go.jp/cgi/cgi-bin/search-portal/narabe_tool/narabe.cgi ○IIP・eラーニング(上記I関連) https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service ○FI分類表、FIハンドブック、Fタームリスト、Fターム解説(上記D、K関連) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage トップページ>特許・実用新案>特許マップガイダンス(PMGS)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑦）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績 又は 現況	（特許審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証） A) 平成26年度の始めに、年度内に実施すべき特許審査の取組の計画を、①審査の処理、②検索等の審査周辺システムの整備、③法令の適用や審査基準の運用、④人材育成、⑤品質管理の各観点から策定した。策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証した。
	（品質監査） B) PCT・特許査定品の品質監査 サーチの質に関する問題を把握することを目的として、サーチを含む審査の質について、品質管理官による監査を実施している。2014年4月から、PCT出願及び特許査定案件を対象とする、再サーチの実施を伴う品質監査を行う者として、各審査長単位（課相当）を担当する品質管理官を調整課に配した。当該品質管理官は、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する審査官から選任された者であり、2014年度（4月～2月）は、各審査長単位から無作為に抽出した2,373件について品質監査の指針や手順を規定したガイドラインにしたがって品質監査を行った（当初計画の101%実施）。 しかしながら、不適合事例の評価基準が不明瞭であったことに起因する、不適合の判定のばらつきの是正が必要となり、年度途中にガイドラインの見直しを行った。
	C) 拒絶理由通知・拒絶査定品の品質監査 サーチ以外の審査の質に関する問題を把握することを目的として、特に出願人・代理人等から改善要望の多い拒絶理由の内容（論理構成）について、豊富なチェック（決裁）経験を有する品質管理官による監査を実施している。2014年4月から、拒絶理由通知及び拒絶査定を対象とする品質監査を行う者として、各審査部を担当する品質管理官を調整課に配した。当該品質管理官は、担当技術分野における高度な知識や判断力を有する管理職経験者から選任された者であり、2014年度（4月～2月）は、各審査部単位から無作為に抽出した1,037件について品質監査の指針や手順を規定したガイドラインにしたがって品質監査を行った（当初計画の148%実施）。 しかしながら、上記B)と同様、不適合事例の評価基準が不明瞭であったことに起因する、不適合の判定のばらつきの是正が必要となり、年度途中にガイドラインの見直しを行った。
	（形式的瑕疵のチェック） D) 出願人・代理人等と審査官との間の円滑な意思疎通を妨げる、形式的な不備の減少を目的として、調整課品質監理室の特許審査調査員（審査品質管理補助担当）による形式的瑕疵（誤記、拒絶理由を発見しない請求項を示す付記を適切にしていない等）に関するチェックを2011年度に試行し、2012年度から実施している。当該チェック結果は、決裁をした審査長等を通じて対象案件を担当した審査官にフィードバックされる。2013年度の当該チェックは、合計2,400件について行われ、全案件の約0.6%、審査官の100%をカバーしている。なお、チェックの対象は各審査部単位から無作為に抽出し、所定のガイドラインに従って行った。2014年度も昨年度と同様、2,400件のチェックを行った。
	（ユーザー評価調査） E) 審査の質の現状や審査の質に対するユーザーニーズを把握し、施策・取組を改善することを目的として、ユーザー評価調査を実施している。2012年度から開始した調査を、ユーザーの評価やニーズの継続的な把握のため、2014年度も同様の規模及び内容で実施した。調査規模としては、内国企業625社、外国企業30社、代理人54者を対象に国内出願及びPCT出願における審査の質全般について調査し、2013年に特許査定または拒絶査定がなされた案件の中からランダム抽出された2,061件、2013年に国際調査報告または国際予備審査報告が作成されたPCT案件の中からランダム抽出された747件についての審査の質について調査を行った。また、今年度から、調査対象者の自由・率直な意見を得るために、特許審査等の質全般の調査について、無記名での回答を可能にした。



【図1】平成26年度ユーザー評価調査の結果概要

また、外国庁との比較では、多くの項目でユーザーに高い評価を得ているものの、一部項目では改善の余地がある。

先行技術文献調査	104
審査官の技術理解力	90
新規性・進歩性等の判断	79
ばらつきのない判断	62

【表1】外国庁より優れている点
(n=302のうち、50件以上のもの)

	欧州特許庁	米国特許商標庁
拒絶理由通知等の記載	—	52
先行技術文献調査	68	—

【表2】外国庁の方が優れている点
(n=200のうち、50件以上のもの)

実績
又は
現況

(ユーザー等との意見交換)
F) ユーザーニーズの把握を目的として、上記E)の調査だけでなく、各企業や業界団体等の特許制度ユーザーと直接的に意見交換を行っている。
・各企業／業界団体等と特許庁長官、特許技監、及び各審査・審判部との意見交換を例年行っている(2014年度(4月-2月)実績:356回)。企業経営層との意見交換では、経営層の立場からみた、審査の質を含めた特許庁の取組への意見・要望等を伺っており、実務者との意見交換では、現場の目線からみた、審査の質に関する意見・要望等を伺っている。頂いた意見・要望等は品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用している。
・調整課品質監理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体と意見交換会を開催している(2014年度実績:4回)。当該意見交換会では、特許庁における品質管理関連施策がどのような効果をもたらしているか等についてヒヤリングを行い、出願人・代理人等と問題意識を共有した。

(審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始)
G) これまでの電話・メールやユーザー評価調査等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーからの意見を受け、審査の質の向上に活用することを目的として、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始した(2014年11月)。寄せられた意見は、調整課品質監理室において適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析して品質向上のための取組に反映している。また、意見提出者の同意が得られた場合は、審査部にフィードバックし、同様の事例の発生の防止に努めている。

(外国庁及び審判決との判断相違の要因分析)
H) 特許庁の判断と外国庁の判断、又は、審査段階での判断と審判決の判断において、判断が相違した場合の要因分析を全技術分野において実施した。要因分析を実施した案件・事件は以下のとおりである。
① 特許庁と外国庁との双方に出願されたものであって、互いの審査結果が異なった出願の要因分析(2014年度(4-2月)実績:896件)
② 審査段階で提示されなかった文献を引用した審判決の要因分析(2014年度実績:33件)

資料の所在

○審査の質の向上のための御意見受付(上記G関連)
<http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm>

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅱ.（1）⑧）

評価項目名	Ⅱ. 手続・方針に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績又は現況	（分析） A) 品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析 ・2014年4月には前年度の取組を対象に、2014年10月には上半期の取組を対象に、その実績及びFA11達成下の課題について、管理職に対するヒアリングや下記B)～D)の結果をもとに調整課品質監理室や品質管理庁内委員会等が分析した結果を、管理職及び審査官向けに報告を行った。 ・出願及び審査請求動向などから、任期付審査官を含めた必要な人員について把握し、世界最速・最高品質の特許審査の実現のために必要な人的資源を分析した。 ・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目毎の実績・現況等の整理や、委員から受けた仮評価及び改善案を通じて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行った。
	B) 品質監査を通じた分析 ・各審査長単位（課相当）を担当する品質管理官が、特許査定及びPCT国際調査の、サーチを含む審査の質の品質監査を確実に実施できるようにした。 ・各審査部を担当する品質管理官が、拒絶理由通知及び拒絶査定について、決裁基準の不統一の問題を含めて分析できるようにした。 ・2014年10月に品質監査のためのガイドラインを改訂して、品質管理官が判定する不適合の基準を明確化するとともに、外国文献サーチの不備や拒絶理由の指摘漏れなどを報告できるようにし、審査の質の分析を確実にできるようにした。また、適用条文毎に監査結果の分析ができるように監査項目を詳細化した。
	C) 形式的瑕疵のチェックを通じた分析 ・起案書における形式的瑕疵を典型的な誤りとして類型化し、それをもとにチェックを実施している。2013年度に実施した形式的瑕疵チェックの結果をもとに、起案書内の特定テキストの抽出及び比較等の体系的チェックを介在させることで、瑕疵の発生を何割防止できる可能性があるか分析した。
	D) 外国庁との判断相違の要因分析 ・特許庁を先行庁又は国際調査機関とするPPH案件やPCT案件について、外国庁における先行技術文献の追加提示状況を調査し、提示された文献の妥当性や、追加された文献の言語・種別（特許文献、非特許文献など）を分析した。
	E) ユーザー評価調査を通じた分析 ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析をしている。特に、改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価が低く相関係数が高い観点を抽出して分析した。 ・特定出願についての調査票に対して5段階評価の2以下の評価を受けた場合には、指摘内容について品質管理庁内委員会が中心となって、審査基準や品質マニュアルとの整合性の観点から、指摘内容の妥当性の分析を行っている。
	F) ユーザーとの意見交換、ホームページ等を通じた意見聴取に基づく分析 ・調整課品質監理室にて経過情報などを整理したうえで、品質管理庁内委員会が中心となって、審査基準や品質マニュアルとの整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行った。
	（課題抽出） G) 品質監査についての課題 [A) 及びB) での分析結果] ・今年度は拒絶理由通知及び拒絶査定に対する品質監査は試行段階であるが、審査の質を全体的に把握する観点からも、主要な起案種別（拒絶理由通知、査定、国際調査報告）において品質監査を本格的に実施することが必要である。 ・品質監査を、決裁から発送までの間に円滑に行えるようにするため、発送のタイミングを適切に管理する必要がある。
	H) 品質保証（決裁）についての課題 [A) 及びB) での分析結果] ・品質保証の観点から全件に対して実施している決裁について、決裁基準の不統一を解消するためのガイドラインの策定が必要である。当ガイドラインにおいては、典型的な起案の誤りを発見する一助となるよう、手順や留意点について具体的に説明する。 ・典型的な起案の誤りの把握や、ガイドラインの運用状況の確認・将来の改訂のために、決裁を通じて行われた是正措置の記録が必要である。 ・フロー型審査（審査請求から新願着手まで、そして出願人の応答から再着手までが滞ることなく行われる審査）への移行に伴い、審査官が新たな技術分野の審査を担当することが見込まれることから、新規分野を担当する審査官に対応した品質保証のための仕組みが必要である。

実績 又は 現況	I) 記載様式についての課題 [A)～C)、E)～F)での分析結果] ・統一された様式にしたがって拒絶理由等を通知することが、ユーザーとの意思疎通を促進し、審査の質を向上させる上で重要であるから、記載様式を定める必要がある。 ・統一された様式に従った起案がなされているかを確認する必要がある。
	J) 形式的瑕疵のチェックについての課題 [A)、C)での分析結果] ・システムのチェックを介在させることで、4割の形式的瑕疵の発生を防止できる可能性があることが判明した。形式的瑕疵の発生を抑制するため、起案書における典型的な誤りをチェックするための支援ツールを審査官に提供することが必要である。
	K) ばらつきのない判断についての課題 [A)～B)、E)での分析結果] ・同一技術分野における審査官間の判断のばらつきを低減するための協議を、継続して実施することが必要である。 ・異なる審査長単位での審査官間の判断のばらつきを低減するための協議については、今年度の試行結果を踏まえ、本格的な実施に向けた協議のあり方についての検討を行う必要がある。 ・審査基準が一読して容易に理解できるものとなっていないことに起因する判断基準のばらつきを解消するため、審査基準を簡潔で分かりやすい記載・構成とする必要がある。
	L) 品質の定量評価のための指標についての課題 [A)～F)での分析結果] ・品質監査やユーザー評価調査の結果得られる指標等について時系列データを蓄積し、審査の質との関連性を研究していくことが必要である。 ・2015年4月1日から施行される特許異議申立制度の下で、取消理由通知がなされたものや新たに提示された先行技術文献について、分析することが必要である。
	M) 外国文献サーチについての課題 [A)～B)、D)～F)での分析結果] ・外国文献サーチの充実のため、そのノウハウの蓄積・共有が必要である。 ・登録調査機関による先行技術文献の下調査において、外国文献のサーチを着実に行うことが必要である。 ・国際的な調和に向けた検索インデックスの再整備が必要である。
	N) 審査体制についての課題 [A)での分析結果] ・任期付審査官を含む審査官定員及び予算の要求を行うとともに、採用活動を通じて、優秀な人材を確保していくこと及び確保した人材を確実に審査官へと育成していくことが必要である。
	O) 外国庁との判断相違についての課題 [A)及びD)での分析結果] ・他国においても通用する審査を実現するため、特許庁を先行庁又は国際調査機関とするPPH案件やPCT案件について、外国庁における先行技術文献の追加提示状況の調査を継続する必要がある。また、審査官協議の枠組みなどを活用して、内外乖離の分析等を行うことが必要である。

(総合的な視点からの分析及び課題抽出)

P) 改善によるユーザー満足度への影響が大きいこと、限られたリソースの審査体制及び品質管理体制により実行可能であること、上記A)～F)の複数の分析手段による分析結果の裏付けがあること(異なる分析手段において複数回抽出されるなど)等を勘案し、総合的な分析を行った結果、来年度取り組むべき以下の重点課題を抽出した。

- ①外国文献サーチの充実(上記M関連)
- ②協議の実施、決裁基準の統一、審査基準改訂を通じた判断のばらつきの抑制(上記H、K関連)
- ③記載様式の統一(上記I関連)

【特許】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅲ. ⑪）

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
評価の目的及び観点	⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。

実績又は現況	（国内への情報発信、協力関係） A) 会合における情報発信 ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をした（2014年度開催実績：4回）。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表し、その活動とともに審査の質向上に関する取組についても情報発信している。 ・産業構造審議会知的財産分科会における会合で、品質管理の現状と進め方、および、上記小委員会で審議した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（仮案）」について説明した（2014年度開催実績：1回）。 B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 ・各企業／業界団体等と特許庁長官、特許技監、及び各審査・審判部との意見交換を例年行っている（2014年度（4月～2月）実績：356回）。意見交換では、審査の質向上に関する施策・取組等について紹介している。 ・調整課品質監理室と審査基準室とが連携して、知財関連団体及び代理人団体との定期的な意見交換会を継続して開催している（2014年度実績：4回）。意見交換会では、審査の質向上に関する取組について情報発信し、審査の質に関して具体的に意見交換すると共に、出願人・代理人等と問題意識を共有した。 C) 記事による情報発信 ・調整課品質監理室長が、知財関連誌に審査の質に関する記事を寄稿し、審査の質向上に関する取組について情報発信した。 （国外への情報発信、協力関係） D) 国際会合における情報発信 ・日中韓特許審査専門家部会（JEGPE: Joint Experts Group for Patent Examination） 2014年9月に、日中韓の実務者間で品質管理、ワークシェアリング、審査マネジメント等について意見交換するために、第6回日中韓特許審査専門家部会が韓国において開催された。本会合において、JPOは自国の品質管理システムについて情報発信するとともに、中韓の情報を聴取し、下記五庁品質管理会合の議題に関する提案を中韓に行った。さらに、2014年11月の日中韓長官会合において、JEGPEにおける品質管理に関する議論を充実させることで合意した。 ・五庁品質管理会合 2014年10月に、各庁の品質管理システムについて情報交換や議論を行うために、五庁第三作業部会（IP5/WG3）の枠組みを利用して、五庁の品質管理担当者が初めて一堂に会した五庁品質管理会合が中国において開催された。本会合において、JPOは自国の品質管理システムについて情報発信するとともに他庁の情報を聴取し、今後、五庁で協調して行うべき作業に関する議論に積極的に関与した。 ・PCT国際機関会合（PCT-MIA: Meeting of International Authorities）及び品質サブグループ会合（Quality Sub-Group） 2015年2月に、PCT制度の在り方について実務者が意見交換や議論を行うために、第22回PCT国際機関会合及び第5回品質サブグループ会合がJPOにおいて開催された。JPOでの開催は今回が初めてであり、両会合において調整課審査基準室長及び品質監理室長がそれぞれ議長を務めると共に、JPO代表者が積極的に発言することで、全体の議論をリードした。また、品質サブグループ会合においては、JPOの品質管理システムについて情報発信するとともに、他庁の情報を聴取した。さらに、EPOやスウェーデン特許登録庁（PRV）と共同で実施している、国際調査報告の品質向上を目的とした各共同分析（詳細は下記H）を参照）の概要について発表した。 E) 外国庁への直接的な情報発信 外国庁職員（主に審査官や品質管理担当者）に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの品質管理システムを紹介した。主なものは以下の通りである。 ・審査官派遣又は受入 ①シンガポール（2014年5月）、ベトナム（2014年10月）、メキシコ（2015年2月）の各特許庁からの審査官受入 ②EPO（2014年10～12月）、マレーシア特許庁（2015年1～3月）への審査官派遣 ・品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入 ①フィリピン知的財産庁の長官及び調査団受入（2014年8月） ②チリ特許庁への実務者派遣（2014年10月） ③USPTOの品質管理担当者との品質管理に関する意見交換（2014年12月） ・新興国審査官向けの研修 ①「特許審査実践研修」（インド、ブラジル特許庁から6名の審査官が参加）（2014年11月） ②「WIPO（世界知的所有権機関）行政コース研修」（20の新興国特許庁から約30名の審査官・管理職等が参加）（2015年2月） ・JETROを通じた情報提供 ①タイ知的財産向けマネジメントセミナー（2014年11月）
--------	--

実績 又は 現況	F) ユーザーへの情報発信 ・US-Barリエゾンカウンスル会合(JPOとの意見交換を目的として集まった米国特許弁護士有志の委員会)(2014年6月) ・韓国特許法律事務所(3ヶ所)との審査の質に関する意見交換(2014年9月) ・JPO-FICPI(国際弁理士連盟)会合(2014年12月) ・米国知的財産権法協会(AIPLA: American Intellectual Property Law Association)、米国知的財産権者協会(IPO: Intellectual Property Owners Association)との審査の質に関する意見交換(2014年12月) JPOが自国の品質管理システムについて情報発信したところ、先方からJPOを第一庁としているPPH案件を通じて、JPOの審査の質について高い評価がなされた。 ・米国特許法律事務所(4ヶ所)との審査の質に関する意見交換(2014年12月) ・米国知的財産権法協会(AIPLA)冬季学会におけるプレゼンテーション(2015年1月)
	G) 特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)を通じた協力体制 特許審査ハイウェイ(PPH)は、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。出願人の海外における迅速な権利取得や他庁の審査結果を利用した質の高い権利の取得等を支援すべく、JPOの提案によって2006年に日米間でPPH試行を開始して以来、その拡大や利便性の向上に取り組んできた。その結果、現在JPOは30か国・地域とPPHの試行を行っており、その利用件数も着実に増加している。 PPH申請件数 (JPO: 先行庁、USPTO・KIPO・EPO・SIPOへの申請件数) 【図1】JPOとPPHを開始した国数 【図2】JPOから他国へのPPH申請累積件数の推移
	H) 外国庁との協力関係 ・欧州特許庁(EPO)との共同分析 EPOとは、2013年から、国際段階と国内段階の結果を統計的に解析すると共に、審査官の派遣を通じて、判断が異なった案件の相違要因を特定する分析を共同で実施している。当該取組を本年度も継続し、上記E)のEPOへの審査官派遣の機会を利用して、半導体の分野において実施した。その際、併せて、ISO9001認証取得を含むEPOの品質管理システムについても詳細に調査した。 ・スウェーデン特許登録庁(PRV)との共同分析 PRVとは、本年度、治療機器と有機化学の分野において国内段階での調査・審査結果を指定官庁(DO)から国際調査機関(ISA)にフィードバックし、さらにそれに対するISAの見解をDOに返送することを通じて判断乖離要因を特定する共同分析をPRVからの審査官受入の機会を利用して実施した。来年度も技術分野を変更して継続する予定である。 ・韓国特許庁(KIPO)との共同分析 2014年10月の日韓長官会合において、2015年度に審査官派遣及び受入を利用した特許審査ハイウェイ案件の共同内外乖離分析の実施に合意した。また、2014年9月にJPO実務者がKIPOを訪問し、KIPOの品質管理担当者と意見交換を実施した(詳細は、上記D)の「日中韓特許審査専門家部会」参照)。 ・米国特許商標庁(USPTO)との協力体制 上記E)のUSPTOの品質管理担当との意見交換時に、総合メトリクスを含むUSPTOの品質管理システムについて情報収集した。その際、実務者間でPPH案件を対象とした共同分析を模索していくことに合意した。 ・中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)との協力体制 上記D)の五庁品質管理会合の機会を利用して、JPO品質管理担当者がSIPOを訪問し、SIPOの品質管理担当者と意見交換会を実施した。 ・ヴィシェグラード・グループ(ポーランド・ハンガリー・チェコ・スロバキアの4カ国で構成されるグループ、以下「V4」)への協力 国際調査機関(ISA)の設立を目指しているV4からの要請に応え、2015年3月にJPO品質管理担当者がハンガリーとスロバキアの特許庁を訪問し、PCTガイドライン21章の各規定を中心に、ISAとしてのJPOの品質管理システムを紹介した。 ・その他協力関係 上記D)記載の国際会合等を通じて、日中韓、五庁、国際機関間において互いの品質管理システムに関して情報及び意見を交換する等、外国庁や国際機関との継続的な協力関係を構築している。 上記D)記載の品質サブグループ会合では、会合前後だけでなく、通年で電子フォーラムを通じて各国の品質管理システムについて、情報交換や議論がなされている。
	I) 外国ユーザーとの協力関係 ・米国知的財産権法協会(AIPLA: American Intellectual Property Law Association)との協力体制 上記F)のAIPLAとの意見交換会時に、品質管理に関する定期意見交換会を開催する方向で合意した。2015年秋頃に第一回を開催予定である。